

建築物の所有者の皆様へ

**あなたの建物が安全であるために
維持管理が必要です**

**定期報告制度のお知らせ
令和元年7月9日からの取扱い**

岩 手 県

1 定期報告制度とは

多くの人々が利用する建築物で、岩手県（盛岡市内は盛岡市）が指定する建築物や建築設備又は昇降機は、定期的はその状態を建築士などの有資格者に調査させて、その結果を特定行政庁（各広域振興局等土木部、盛岡市）に報告しなければなりません。（建築基準法第12条：報告、検査等）

適切な維持管理で、地震や火災などの被害の軽減や、あなたの建築物の寿命を延ばすことにつながります。

2 定期報告制度の見直しについて

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により、建築物の定期報告に係る対象建築物の指定範囲が改められました。

岩手県では、県民や建築物利用者の安全を第一に考え、これまで報告を求めてきた建築物等は可能な限り指定し、引き続き調査・報告を求めることとしました。（盛岡市内の建築物は盛岡市が指定）

なお、下記3の表に該当する建築物のうち、表の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下かつ階数が2以下のものは、今回の法改正により対象外となり、報告は不要となりました。

3 定期報告の対象となる建築物

用途	用途に供する階又は規模 (次のいずれかに該当するもの)	報告する時期
劇場、映画館又は演芸場	・3階以上の階 ・主階が1階にないもの又は地階 ・客席の部分が200㎡以上	令和3年 4月1日以降 における調査 によりその年 の9月30日ま で 以降3年ごと に報告
観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	・3階以上の階又は地階 ・客席の部分が200㎡以上	
病院、診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）又は児童福祉施設等	・3階以上の階又は地階 ・2階の部分が300㎡以上	
旅館又はホテル	・3階以上の階又は地階 ・2階の部分が300㎡以上	令和4年 4月1日以降 における調査 によりその年 の9月30日ま で 以降3年ごと に報告
博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	・3階以上の階又は地階 ・2,000㎡以上	
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以下のものを除く。）	・3階以上の階又は地階 ・2階の部分が500㎡以上 ・3,000㎡以上（その用途に供する部分が避難階のみにあるものは対象外。）	令和2年 4月1日以降 における調査 によりその年 の9月30日ま で 以降3年ごと に報告
下宿、共同住宅又は寄宿舎	・3階以上の階又は地階 ・2階の部分が300㎡以上	
学校又は体育館	・3階以上の階又は地階 ・2,000㎡以上	
事務所その他これに類するもの（階数が5以上で延べ面積が1,000㎡を超えるものに限る。）	・3階以上の階又は地階	

※上表に該当する建築物のうち、次のものは報告対象外です。

- ・上表の用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のもの。
- ・上表の用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下かつ階数が2以下のもの。

4 定期報告の対象となる建築設備等

建築設備等の種類		報告する時期
昇降機	・エレベーター、エスカレーター ※住戸内のみを昇降するものを除く。	毎年
	・小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。） ※工場等に設置されている専用エレベーター（労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター）を除く。	設置した日の属する月に 相当する月の初日以降 における検査により 当該初日から3か月を 経過する日まで
工作物	・観光用エレベーター、観光用エスカレーター、コースター等の 高架の遊戯施設、メリーゴーランド、観覧車等の原動機による回転 運動をする遊戯施設	毎年 設置した日の属する月に 相当する月の初日以降 における検査により 当該初日から3か月を 経過する日まで
防火設備	・定期報告対象建築物に設置されたもの ・病院、有床診療所又は就寝用福祉施設（用途に供する部分の床面 積の合計が200㎡以上のもの）（注1） ※随時閉鎖式のものに限る（外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の 防火設備、防火ダンパーを除く）。	毎年（注2） 4月1日以降における 検査によりその年の9 月30日まで
建築設備	・定期報告対象建築物に設置された換気設備・排煙設備・非常用の 照明装置	毎年（注2） 4月1日以降における 検査によりその9月30 日まで

（注1）就寝用福祉施設とは下表に掲げる用途をいいます。

サービス付き高齢者向け住宅	救護施設、更生施設
認知症高齢者グループホーム、障がい者グループホーム	老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所、老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供するものに限る）
助産施設、乳児院、障がい児入所施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
助産所	母子保健施設
盲導犬訓練施設	障がい者支援施設、福祉ホーム

（注2）建築基準法施行規則第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年までの間に全数を1回検査・報告してください。（1年毎に1/3の抽出も可）

5 新築時の建築物及び建築設備等における定期報告の免除

新たに建築した建築物及び新たに設置した建築設備等において、工事完了検査の検査済証の交付を受けた直後の初回報告が免除されますので、下記の例を参考に、定期報告の調査・報告時期を確認してください。

【建築物】

例：令和元年度中に検査済証の交付を受けて建築物の場合

用途	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
ホテル の例	検査済証 の交付			初回 報告免除			1回目の 報告時期
共同住宅 の例	検査済証 の交付	初回 報告免除			1回目の 報告時期		
病院 の例	検査済証 の交付		初回 報告免除			1回目の 報告時期	

【建築設備等】

設備	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
R 1 年度に設置した例	検査済証の交付	初 回 報告免除	1 回目の 報告時期	2 回目の 報告時期
R 2 年度に設置した例		検査済証の交付	初 回 報告免除	1 回目の 報告時期

6 定期報告の調査・検査等ができる資格者について

建築基準法の一部改正に伴い、平成 28 年 6 月 1 日以降は、一級建築士又は二級建築士若しくは新しく資格者証の交付を受けた資格者でなければ、定期報告の調査・検査を行うことができませんので、今後定期報告の調査・検査を依頼する場合は、その事業者が下表の改正後に記載された資格者へ依頼するようにしてください。

	改正前			改正後（平成 28 年 6 月 1 日から）	
建築物	一級建築士・二級建築士		➔	一級建築士・二級建築士（変更なし）	
	特殊建築物等 調査資格者	建築基準適合判定資格者 登録調査資格者講習の修了者		特定建築物調査員（新講習の受講が不要）	特定建築物調査員（新講習の受講が不要）
	（無資格者）			特定建築物調査員（新講習の受講が必要）	特定建築物調査員（新講習の受講が必要）
昇降機等	一級建築士・二級建築士		➔	一級建築士・二級建築士（変更なし）	
	昇降機 検査資格者	建築基準適合判定資格者 登録調査資格者講習の修了者		昇降機等検査員（新講習の受講が不要）	昇降機等検査員（新講習の受講が不要）
	（無資格者）			昇降機等検査員（新講習の受講が必要）	昇降機等検査員（新講習の受講が必要）
建築設備等	一級建築士・二級建築士		➔	一級建築士・二級建築士（変更なし）	
	建築設備 検査資格者	建築基準適合判定資格者 登録調査資格者講習の修了者		建築設備検査員（新講習の受講が不要）	建築設備検査員（新講習の受講が不要）
	（無資格者）			建築設備検査員（新講習の受講が必要）	建築設備検査員（新講習の受講が必要）
設 防 火	（新設）		➔	一級建築士・二級建築士	防火設備検査員（新講習の受講が必要）

※改正前の資格者が、改正前に調査・検査を実施し、県への報告が施行日以降となった場合は、その報告書は有効なものとして扱います。しかし、施行日までに新しい資格者証の交付を受けていない現資格者については、施行日以降は、定期報告のための調査・検査を実施することはできません。

お問い合わせ先			
盛岡広域振興局土木部建築指導課	☎019-629-6650	沿岸広域振興局土木部建築指導課	☎0193-25-2708
県南広域振興局土木部建築指導課	☎0197-22-2881	大船渡土木センター建築指導課	☎0192-27-9919
花巻土木センター建築指導課	☎0198-22-4971	宮古土木センター建築指導課	☎0193-64-2221
遠野土木センター建築指導課	☎0198-62-9938	岩泉土木センター建築指導課	☎0194-22-3116
北上土木センター建築指導課	☎0197-65-2738	県北広域振興局土木部建築指導課	☎0194-53-4990
一関土木センター建築指導課	☎0191-26-1418	二戸土木センター建築指導課	☎0195-23-9209
岩手県県土整備部建築住宅課	☎019-629-5935		